

運 営 規 程

グループホーム鶴住

認知症対応型共同生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護

グ ル ー プ ホ ー ム 鶴 住

運 営 規 程

第 1 章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第 1 条 この事業所が行う（介護予防）認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。

2.（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。

3.（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

4. 共同生活住居における介護従業者は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5.（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

6. 事業者自らその提供する（介護予防）認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称 グループホーム 鶴住
2. 所在地 青森県北津軽郡板柳町大字野中字鶴住 102 番地 2

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1. 施設管理者1名（併設事業所管理者と兼務）

この事業所の従業者の管理及び（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

2. 計画作成担当者1名

（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

3. 介護従業者8名（専従6名、兼務2名）

介護従業者は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

4. 看護従事者1名（併設事業所と兼務）

事業所と連携を取り、入居者健康管理を行う。（24時間連絡体制）

第3章 （介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用定員

(利用定員)

第5条 この事業所の利用定員は、9名（1ユニット）とする。

第4章 内容及び利用料その他の費用

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 要介護者であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

※利用者活動時間帯 AM 08:00～PM 17:30

(利用料その他の費用の額)

第7条 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2. 前項に規定するもののほか、利用料別表に定める額を利用者の利用に応じ、徴収する。

(別紙1別紙4)

3. 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

第5章 入居に当たっての留意事項

(入居に当たっての留意事項)

第8条 入居に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

1. 利用者は、管理者、計画作成担当者及び介護従業者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めるものとする。
2. 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出るものとする。
3. 利用者は、健康に留意するものとする。
4. 利用者は、共同生活住居の清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。

利用者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。

1. 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
2. けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
3. 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
4. 指定した場所以外で火気を用いること。
5. 指定した場所以外で飲酒及び喫煙をすること。
6. 故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

第6章 非常災害対策等

(非常災害対策)

第9条 非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

2. 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年6回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。
3. 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めます。
4. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(業務継続計画の策定等)

第10条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

1. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
2. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第7章 その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第11条 介護従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

採用時研修 採用後1ヶ月以内

継続研修 園内研修を実施。（その他各種研修会への参加を行う。）

2. 利用者に対する介護に直接携わる従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

（秘密保持等）

第12条 施設の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさない。

1. 退職者が、正当な理由なく業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。
2. 介護支援事業者に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得る。

（苦情処理）

第13条 入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

1. 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出、掲示を求め、又は市町村職員からの質問、照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。
2. サービスに関する入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

（地域との連携等）

第14条 運営に当たって、地域住民又は住民の活動と連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

（事故発生時の対応）

第15条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし施設の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

（虐待防止に関する事項）

第16条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行なうとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

1. 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
2. 虐待の防止のための指針を整備する。
3. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
4. 上記の措置を適切に実施するための担当任者を置く。

（身体拘束）

第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（衛生管理及び感染症対策）

第18条 事業者は、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

1. 事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に（おおむね6か月に1回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
2. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
3. 事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施する。

（職場におけるハラスメント）

第19条 事業者は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(掲示)

第18条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

第19条 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人鶴住会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。
この規程は、平成17年7月4日から施行する。
この規程は、平成17年9月6日から施行する。
この規程は、平成17年10月1日から施行する。
この規程は、平成18年4月1日から施行する。
この規定は、平成18年10月1日から施行する。
この規定は、平成19年4月1日から施行する。
この規程は、平成20年3月1日から施行する。
この規程は、平成20年8月1日から施行する。
この規程は、平成21年4月1日から施行する。
この規定は、平成22年4月1日から施行する。
この規定は、平成23年4月1日から施行する。
この規定は、平成24年4月1日から施行する。
この規定は、平成25年4月1日から施行する。
この規定は、平成26年1月1日から施行する。
この規定は、平成27年4月1日から施行する。
この規定は、平成28年4月1日から施行する。
この規定は、平成29年4月1日から施行する。
この規定は、平成30年4月1日から施行する。
この規定は、平成31年4月1日から施行する。
この規定は、令和2年2月1日から施行する。
この規定は、令和2年3月1日から施行する。
この規定は、令和3年4月1日から施行する。
この規定は、令和4年4月1日から施行する。
この規定は、令和5年4月1日から施行する。
この規定は、令和6年4月1日から施行する。
この規定は、令和7年4月1日から施行する。